

岡山県医療施設耐震化促進事業費補助金交付要綱

制定 平成26年3月25日
医推 第1433号
最終改正 平成30年9月21日

(趣旨)

第1条 知事は、医療施設の耐震診断の実施を促進し、開設者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることによって、医療施設の安全の確保及び震災時の医療体制の確保を図ることを目的として、耐震診断を実施する補助事業者に対して、予算の範囲内において、岡山県医療施設耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56条。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知の別紙「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する医療施設耐震化促進事業を対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- (1) 第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じた額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
5,600千円	医療施設の耐震診断に必要な請負費	2/3以内

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付には次の条件が、付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の変更（補助対象経費の30パーセント以内の減額を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日の属する年度の終了後）5年間保管しておくこと。
- (3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告すること。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請をすることができない。

(1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者。

(2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者。

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(変更承認申請)

第6条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、第4条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、変更(中止又は廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第3号)及び関係書類を補助事業完了後1か月以内又は補助事業の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(改善計画書)

第8条 補助事業者は、耐震診断の実施により、耐震強度不足と診断された場合は、診断結果報告書を受けてから6月以内に、中長期的な改善計画書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年9月21日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。